

持続可能な農業の発展を築き、食料自給率を高めるための意見書

今日の世界は各地の戦争の影響で食料安全保障上のリスクが高まり、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等が進んでおり、我が国の農業を取り巻く情勢には急激な変化が生じている。

政府は食料の安定供給と農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的発展とその基盤としての農村振興を図る目的で、25年ぶりに食料・農業・農村基本法を改正している。国民生活の安定と向上及び経済の健全な発展を促進するために法改正は極めて重要であり、我が国の農業の発展を目指す転換点であることの証左である。

しかしながら、現在の農業・農村は、法改正に伴う各種事業計画策定の前提が極めて困難な状態であることも現実である。その最も重要な課題は農業経営とその後継者の激減であり、中山間地域は小規模経営が大勢を占め、とりわけ兼業農家も減少し、農業者の生活維持が困難になっている。このような状況下では、これまでのような農業をおろそかにした大企業への輸出産業優先である姿勢を転換すべきである。国政として過疎化と高齢化を防ぎ地域自治力を高めるために、まず、38%まで低下した食料自給率を飛躍的に高め、生産者と消費者を守ることを国政として推進することが重要である。

以上のことから、次の事項について強く要望する。

- 1 農業政策を強化し、農村への移住・定住促進や労働力の確保、環境保全の取組など、農地を維持するための基礎支援制度を確立するとともに、中山間地域等直接支払制度を維持し強化すること。
- 2 食料の安定供給と食料自給率の向上に向けて国家的計画を作成し、予算を拡充して、国内農業生産の増大を図ること。
- 3 農業生産のコスト上昇分を一方的に価格転嫁し、消費者へ負担させるのではなく、適正な価格とし、再生産を可能とする所得補償制度を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

甲府市議会

提出先

衆議院議長　　参議院議長　　内閣総理大臣　　財務大臣　　農林水産大臣